

令和8年6月3日

弁護士 山 中 理 司 様

神戸地方裁判所事務局総務課文書係

5月28日付け「司法行政文書の開示の実施方法等申出書」にて御請求のあった
文書（紙の写し）を送付しますのでご査収ください。

令和8年度

事務分配等規程

神戸地方裁判所

令和8年1月1日施行

令和8年1月17日施行

令和8年1月21日施行

令和8年2月6日施行

令和8年3月1日施行

令和8年3月5日施行

令和8年4月1日施行

令和8年4月11日施行

令和8年4月30日施行（令和8年4月1日適用）

【機密性2】

第1編	総則	1
第2編	本庁	2
第1章	民事部	2
第1節	裁判事務の分配	2
第2節	裁判官の配置、開廷日割及び代理順序	9
第2章	刑事部	10
第1節	裁判事務の分配	10
第2節	裁判官の配置、開廷日割及び代理順序	15
第3編	支部	16
第1章	尼崎支部	16
第1節	裁判事務の分配	16
第2節	裁判官の配置、開廷日割及び代理順序	18
第2章	姫路支部	19
第1節	裁判事務の分配	19
第2節	裁判官の配置、開廷日割及び代理順序	20
第3章	尼崎及び姫路を除く支部	21
第4編	管内簡易裁判所	21
第1章	神戸簡易裁判所	21
第1節	裁判事務の分配	21
第2節	裁判官の配置、開廷日割及び代理順序	24
第2章	尼崎簡易裁判所	25
第3章	姫路簡易裁判所	27
第4章	神戸、尼崎及び姫路を除く管内簡易裁判所	28
第5編	司法行政事務の代理順序	29
第1章	本庁	29
第2章	支部	30

【機密性2】

第3章	管内簡易裁判所	．．．．．	3 1
第4章	補 則	．．．．．	3 1
第6編	補 則	．．．．．	3 2

別 表

別表第1	本庁の裁判官の配置及び開廷日割	．．．．	3 3
別表第2	尼崎支部及び姫路支部の裁判官の配置	．．	3 6
別表第3	尼崎及び姫路を除く支部の裁判官の配置及び代理順序	．．．．．	3 8
別表第4	神戸簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	．．．．．	4 1
別表第5	尼崎簡易裁判所及び姫路簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	．．．．．	4 2
別表第6	神戸、尼崎及び姫路を除く管内簡易裁判所の裁判事務の分配、開廷日割、裁判官の配置及び代理順序	．．．．．	4 5

【機密性2】

令和8年度神戸地方裁判所事務分配等規程

第1編 総則

(目的)

第1条 この規程は、神戸地方裁判所、支部及び管内簡易裁判所の裁判事務の分配、裁判官の配置、開廷日割並びに裁判事務及び司法行政事務の代理順序を定めることを目的とする。

(部、支部の事務分配)

第2条 部又は各支部の裁判官に対する事務の分配は、この規程に定めるもののほか、当該部又は当該支部において定める。ただし、労働審判事件及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「消費者裁判手続特例法」という。）が定める事件は、支部においては取り扱わない。

(規定の準用)

第3条 この規程のうち、本庁に関する規定は、その性質に反しない限り、支部及び管内簡易裁判所に準用する。

(事件の回付)

第4条 本庁若しくは支部において処理するのが相当でない事件又は他の支部若しくは本庁で処理するのが相当である事件については、常任委員会に申し出てその承認を得た上、その事件を他の支部又は本庁に回付することができる。ただし、関連事件について関係各裁判官が協議して回付する場合、管轄区域（本条において、本庁の管轄区域は、支部の管轄区域を除いた区域をいうものとする。）の定め反して提起され又は申し立てられた事件を本来審理すべき本庁又は支部に回付する場合、合議体を構成することができない支部（豊岡支部において速やかに合議体を構成することができない場合を含む。）に申し立てられた準抗告事件を他の支部又は本庁に回付する場合並びに支部に申し立てられた心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察

【機密性2】

法」という。)第3条第1項に規定する事件(以下「処遇事件」という。)のうち同法第33条第1項並びに第59条第1項及び第2項による申立事件について同法第34条第1項前段又は第60条第1項前段による鑑定入院命令に関する処理を行った事件を本庁に回付する場合は、常任委員会の承認を得ることを要しない。

- 2 伊丹、明石、柏原、社、龍野及び洲本の支部に係属する一人制事件について合議体で審理裁判するのが相当であるときは、常任委員会に申し出てその承認を得た上、その事件を、伊丹、明石、柏原及び洲本の支部においては本庁に、社及び龍野の支部においては姫路支部に回付することができる。

第2編 本庁

第1章 民事部

第1節 裁判事務の分配

(訴訟事件等)

第5条 次の事件は、事件の種類ごとに第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部及び第6民事部に順次配付する。この場合において、(1)、(2)及び(10)の事件を配付するときは、(1)の事件については第5項(1)から(6)までの事件について各号所定の換算割合により通常訴訟事件(本項(1)の事件)に換算された件数と併せて、第2民事部及び第6民事部に配付する件数については、他の部に配付する件数10件に対し、第2民事部は5件の、第6民事部は11件の各割合で配付する。また、(8)の事件を配付するときは、第2民事部に配付する件数については、他の部に配付する件数2件に対し、1件の割合で配付する。

- (1) 第一審通常訴訟事件(陸上交通事故による損害賠償請求事件及び保険金(共済金を含む。)請求事件(以下「交通損害賠償等請求事件」という。))、労働災害による損害賠償請求事件、地方自治法第242条の3第2項の規定による訴訟事件、知的財産権事件(特許権、実用新案権、意匠権又は商標権に関する

【機密性2】

請求、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権に関する請求、著作権に関する請求、不正競争防止法に規定する不正競争に関する請求、商法12条2項又は会社法8条2項に規定する名称又は商号の不正使用に関する請求、種苗法に規定する育成者権に関する請求及びその他知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利（知的財産基本法2条2項参照）に関する請求に係る民事通常訴訟事件をいう。以下同じ。）、労働事件（労働契約関係の存否に関する請求、賃金請求権その他労働契約又は就業規則に基づく権利関係に関する請求、労働協約その他労使間の協定に基づく権利関係に関する請求、争議行為その他労働者の団体行動又はこれらに関連して生じた権利関係に関する請求、労働組合員の地位の得喪又は組合員の権利義務に関する請求、労働組合その他労働者の団体の組織、運営又は財産に関する請求、労働者の災害補償に関する請求及びその他労働関係若しくは労働者の団結若しくは団体行動又はこれらに関連して生じた権利関係に関する請求に係る民事通常訴訟事件（労働災害による損害賠償請求事件を除く。）をいう。以下同じ。）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第24条の規定による差止請求事件、医療事件（医師又は歯科医師及び医療補助者の患者に対する診断、検査、注射、治療、手術、麻酔、管理等の医療行為の過失に基づく被害を理由とする損害賠償請求事件（債務不存在確認請求事件を含む。）をいう。以下同じ。）並びに消費者裁判手続特例法第3条の規定による共通義務確認請求事件（以下「共通義務確認請求事件」という。）を除く。）（以下「通常訴訟事件」という。）

- (2) 手形訴訟事件（小切手訴訟事件を含む（以下同じ。）。ただし、異議事件は当該手形訴訟事件を担当した部に配付する。）
- (3) 人身保護事件
- (4) 控訴事件（次項(2)から(6)までに定めるものを除く。ただし、交通損害賠償等請求控訴事件は、事件の種類が異なるものとして、別途順次配付する。）

【機密性2】

- (5) 抗告事件及び保全抗告事件（本案が次項(3)及び(4)に定める事件であるものを除く。）
- (6) 除斥、忌避事件
- (7) 民事調停事件（第4項及び第6条(11)に定めるものを除く。）
- (8) 共助事件（第6条(9)に定めるものを除く。）及び共助事件に準じて民事共助事件簿に登載する事件
- (9) 訴えの提起前における証拠保全事件（次項(8)に定めるものを除く。）
- (10) 仲裁関係事件（第6条(5)に定めるものを除く。）
- (11) 訴えの提起前における証拠収集の処分等の事件（次項(8)に定めるものを除く。）
- (12) 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律第5条による国際和解合意の執行決定申立事件
- (13) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第27条の2による特定和解の執行決定申立事件

2. 次の事件は、その事件の種類に従って次の各部に配付する。

- (1) 交通損害賠償等請求事件（第一審事件）は第1民事部
- (2) 行政事件（労働関係行政事件を除く。）、行政処分の効力等を争点とする通常訴訟事件並びに地方自治法第242条の3第2項の規定による訴訟事件（控訴事件を含む。）及びその民事保全事件は第2民事部
- (3) 知的財産権事件（控訴事件を含む。）、独占禁止法第24条の規定による差止請求事件及びそれらの民事保全事件（保全抗告事件を含む。）並びに知的財産権事件に関する発信者情報開示命令事件（付随する民事雑事件を含む。）は第2民事部
- (4) 労働審判事件、労働事件（労働審判手続から訴訟手続に移行した事件及び控訴事件を含む。）及びその民事保全事件（保全抗告事件を含む。）、労働関係行政事件並びに労働組合法、労働審判法、雇用の分野における男女の均

【機密性2】

等な機会及び待遇の確保等に関する法律、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の各違反を理由とする過料事件は第6民事部

- (5) 労働災害による損害賠償請求事件（控訴事件を含む。）は第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部及び第6民事部（第一審事件及び控訴事件の別に順次配付する。）
 - (6) 医療事件（控訴事件を含む。）は第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部及び第6民事部（第一審事件及び控訴事件の別に順次配付する。）
 - (7) 共通義務確認請求事件は第4民事部及び第5民事部
 - (8) (1)の事件を本案とする訴えの提起前における証拠保全事件及び訴えの提起前における証拠収集の処分等の事件は第1民事部、(2)から(4)までの事件を本案とする訴えの提起前における証拠保全事件及び訴えの提起前における証拠収集の処分等の事件は、本案の配付を受けるべき部
- 3 第4条により本庁に回付された事件は、前2項の例により配付する。ただし、通常訴訟事件のうち、常任委員会の承認を得た事件については、別途第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部及び第6民事部に順次配付する。
- 4 民事調停法第20条第1項により自ら処理することとした民事調停事件は、当該訴訟事件を担当する部において処理する。
- 5 第2項の各部に同項に掲げた各事件を配付したときは、次の換算割合に従って当該部への事件の配付を減ずる。
- (1) 交通損害賠償等請求事件については、2件に対し通常訴訟事件3件の割合（第4条第1項本文により常任委員会の承認を得た上、本庁に回付された事件については、1件に対し通常訴訟事件2件の割合）
 - (2) 労働審判事件については、2件に対し通常訴訟事件3件の割合
 - (3) 知的財産権事件（控訴事件を除く。）、行政事件（労働行政事件を含む。）、

【機密性2】

行政処分の効力等を争点とする通常訴訟事件、地方自治法第242条の3第2項の規定による訴訟事件及び独占禁止法第24条の規定による差止請求事件については、2件に対し通常訴訟事件5件の割合

(4) 労働事件（控訴事件を除く。）については、1件に対し通常訴訟事件2件の割合（労働審判手続から訴訟手続に移行した事件も同じ。）（第4条第1項本文により常任委員会の承認を得た上、本庁に回付された事件については、1件に対し通常訴訟事件3件の割合）

(5) 共通義務確認請求事件については、1件に対し通常訴訟事件5件の割合

(6) 知的財産権事件、労働事件及び独占禁止法第24条の規定による差止請求事件の保全命令事件及び保全異議事件並びに知的財産権事件に関する発信者情報開示命令事件については、2件に対し通常訴訟事件3件の割合

(7) 知的財産権控訴事件及び労働控訴事件については、2件に対し第1項(4)に定める控訴事件3件の割合

(8) 第2項(1)から(4)までに定める事件を本案とする訴えの提起前における証拠保全事件については、1件に対し第1項(9)に定める訴えの提起前における証拠保全事件1件の割合

(9) 第2項(1)から(4)までに定める事件を本案とする訴えの提起前における証拠収集処分等の事件については、1件に対し第1項(11)に定める訴えの提起前における証拠収集の処分等の事件1件の割合

6 配付された事件の当事者数による算定については、10人までのものを1件、10人を超え20人までのものを2件、20人を超えるものを3件とする。ただし、常任委員会は、当該部の申出により、事案に応じこれと異なる取扱いをすることができる。

7 第1項及び第3項本文の規定にかかわらず、当分の間、第1民事部、第2民事部、第4民事部及び第5民事部に配付すべき通常訴訟事件（事件の当事者数が10人を超えるものを除く。）のうち77件を、1か月7件を限度として第6民事

【機密性 2】

部に順次配付する。

(執行事件等)

第 6 条 次の事件は、第 3 民事部に配付する。

- (1) 民事執行事件（執行抗告事件を含む。）
- (2) 破産事件及び再生事件
- (3) 会社更生事件
- (4) 民事保全事件（他の民事部担当事件を除く。）
- (5) 仲裁法第 15 条による保全処分事件、同法第 47 条による暫定保全措置命令の執行等認可決定事件並びに同法第 49 条による暫定保全措置命令に係る違反金支払命令申立事件及び同支払命令の取消申立事件
- (6) 非訟事件（他の民事部担当事件を除く。）
- (7) 船舶所有者等責任制限事件
- (8) 油濁損害賠償責任制限事件
- (9) (1)から(8)までの共助事件
- (10) 民事保全法第 41 条第 4 項により準用する民事訴訟法第 349 条による準再審事件
- (11) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に定める調停事件
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定める保護命令事件（以下「配偶者の暴力に関する保護命令事件」という。）
- (13) 消費者裁判手続特例法に定める簡易確定事件

(付随事件等)

第 7 条 本案訴訟に付随する執行停止事件、その他本案訴訟に関する申立て又は申請事件（書記官の処分に対する異議事件を含む。）は、本案訴訟の終結の前後にかかわらず、本案訴訟の配付を受けた部に配付する。

(雑事件)

第 8 条 第 5 条及び第 7 条に掲げた以外の申立て又は申請事件（児童福祉法に規定

【機密性2】

する一時保護状請求事件及び一時保護状請求却下の裁判に対する取消請求事件を除く。)は、第3民事部に配付する。

(再審及び差戻し事件等)

第9条 再審事件及び差戻し事件は、原裁判をした部に配付する。原裁判をした部がないときは、第5条第1項及び第2項の規定に準じて順次配付する。

2 仮既済とした事件につき期日指定の申立てがあったときは、事件の配付を受けていた部で処理する。

(前審関与事件)

第10条 上訴事件又は差戻し事件の配付を受けるべき部に原裁判に関与した裁判官が属し、かつ、当該裁判官が関与するのでなければ事件の審理及び裁判をすることができないときは、次順位の部(第5条第2項に規定する事件(同項(6)を除く。))については、第19条に規定する代理部)と振り替えて配付する。また、証拠保全の差戻し事件について、配付を受けるべき部に原裁判に関与した未特例判事補以外の未特例判事補が存しないときも同様とする。

(除斥事件等)

第11条 除斥又は忌避事件の配付を受けるべき部に、申立てを受けた職員が属するとき又は除斥事由の存否が問題となっている職員が属するときは、前条の例による。

(その他の除斥原因)

第12条 事件の配付を受けるべき部に、前2条以外の除斥原因のある職員が属するときは、第10条の例による。

(関連事件)

第13条 関連事件が異なった部に係属しているときは、関係各部が協議して一つの部に事件を移すことができる。

(常任委員会の承認による配付替え)

第14条 配付された事件をその部で処理することが相当でなく、当該部の申出に

【機密性 2】

より常任委員会の承認を得たときは、当該事件を他の部に移すことができる。

(振替え等の調整)

第 15 条 第 10 条から前条までの規定により事件を他の部へ振り替え、又は移したときは、関係部に配付すべき新件で調整する。ただし、常任委員会が新件での調整は不要として前条の承認をしたものについては、この限りではない。

(未済事件)

第 16 条 前年度の未済事件は、その部で引き続き処理する。

(新受事件)

第 17 条 新受事件の配付は、前年度に最終配付のあった部の次順位の部から始める。

第 2 節 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序

(裁判官の配置及び開廷日割)

第 18 条 裁判官の配置及び開廷日割は、別表第 1 のとおりとする。

(代理部)

第 19 条 各部の裁判官全員に差し支えのあるときは、第 1 民事部は第 4 民事部、第 2 民事部は第 5 民事部、第 3 民事部は第 1 民事部、第 4 民事部は第 2 民事部、第 5 民事部は第 6 民事部、第 6 民事部は第 4 民事部がそれぞれ代理し、代理部に差し支えのあるときは、次順位の部（代理部を代理する部）が代理する。

2 夏期休廷期間中における代理関係は、民事部の裁判官の協議によって定める。

(裁判長の代理)

第 20 条 各部の裁判長に差し支えのあるときは、当該部に属する裁判官が別表第 1 記載の順序（未特例判事補を除く。）により、これを代理する。

(代理裁判官)

第 21 条 各部の裁判長以外の裁判官に差し支えのあるときは、次のとおりこれを代理する。

【機密性 2】

(1) 合議事件

合議体を構成することができないときは、代理部の裁判官が代理する。

(2) 一人制事件

差し支えのある裁判官の属する部の他の裁判官が代理し、更に差し支えのあるときは、(1)の例により代理する。

(緊急代理)

第 2 2 条 緊急の必要のため前 3 条の順序によることができないときは、所長の指名する部又は裁判官が代理する。

(支部てん補裁判官)

第 2 3 条 民事事件について、支部にてん補すべき裁判官は、民事部の裁判官が協議してこれを定める。緊急の必要のため、これによることができない場合は、所長の指名する裁判官がてん補する。

第 2 章 刑事部

第 1 節 裁判事務の分配

(公判事件等)

第 2 4 条 次の事件は、事件の種類ごとに、第 1 刑事部から第 4 刑事部までに順次配付する（第 3 刑事部に対しては、当分の間、事件の配付を停止する。(1)のクの事件については、本案訴訟担当部以外の部に配付する。）。ただし、(2)の事件のうち、ケ、サ、シ及びセ以外の事件についての配付の割合は、第 1 刑事部に 7 分の 3、第 2 刑事部に 7 分の 2 及び第 4 刑事部に 7 分の 2 とする。

(1) 合議事件

ア 法定合議の公判事件（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）第 2 条第 1 項各号に掲げる事件（以下「裁判員裁判対象事件」という。）、差戻し事件及び起訴議決に係る事件を除く。）

イ 裁判員裁判対象事件（差戻し事件及び起訴議決に係る事件を含む。）

【機密性2】

- ウ 差戻し事件（裁定合議事件を含み、裁判員裁判対象事件を除く。）
- エ 起訴議決に係る事件（裁判員裁判対象事件を除く。）
- オ 再審事件
- カ 裁判官会議が定めた特殊事件
- キ 起訴強制事件
- ク 忌避、回避事件
- ケ 裁判員法第3条第1項の請求又は職権に係る決定、同法第3条の2第1項の請求又は職権に係る決定、同法第35条第1項（同法第38条第2項、第47条第2項及び第92条第2項において準用する場合を含む。）の異議申立事件、同法第41条第1項の裁判員又は補充裁判員の解任請求事件（同条第2項の規定により送付を受けた事件に限る。）、同法第42条第1項の異議申立事件、同法第43条第2項の通知に係る裁判員又は補充裁判員の解任の事件及び第94条第1項の異議申立事件
- コ その他の法定合議事件（第5項の事件を除く。）

(2) 一人制事件

- ア 公判事件（各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。）、差戻し事件、公職選挙法第253条の2の事件、即決裁判事件及び起訴議決に係る事件を除く。）
- イ 各種税法違反事件（関税法違反事件、差戻し事件及び起訴議決に係る事件を除く。）
- ウ 差戻し事件
- エ 公職選挙法第253条の2の事件（起訴議決に係る事件を除く。）
- オ 即決裁判事件（起訴議決に係る事件を除く。）
- カ 起訴議決に係る事件
- キ 再審事件
- ク 捜査機関の処分に対する準抗告事件

【機密性2】

- ケ 刑の執行猶予言渡取消請求事件（必要的取消と裁量的取消に区分する。）
 - コ 共助事件
 - サ 証拠保全請求事件
 - シ 証人尋問請求事件
 - ス 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）第21条による共助の要請についての審査請求事件及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第62条の審査請求事件
 - セ 更生保護法第52条第5項の求意見
 - ソ 起訴議決に係る事件についての指定弁護士の指定及びその取消し
 - タ その他の事件
- 2 部に配付された公判事件の算定については、被告人の数だけの事件の配付があったものとする。
- 3 相関連する事件は、同一の部に配付する。
- 4 前2項の規定による配付については、その直後に関係部に配付すべき新件で調整する。
- 5 裁判に対する準抗告事件（組織的犯罪処罰法第52条第2項による不服申立て、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「通信傍受法」という。）第33条第1項、第2項による不服申立て、医療観察法第72条第1項による不服申立て及び同法第73条第1項による異議の申立てを含む。）の配付については、本庁刑事部所属の裁判官の協議による。

（医療観察法による処遇事件）

第25条 処遇事件のうち医療観察法第33条第1項並びに第59条第1項及び第2項による申立事件は、特に定めるもののほか、第1刑事部から第4刑事部までに順次配付する（第3刑事部に対しては、当分の間、事件の配付を停止す

【機密性2】

る。)。ただし、配付の割合は、第1刑事部に8分の3、第2刑事部に8分の3及び第4刑事部に8分の2とする。

- 2 医療観察法第59条第1項又は第2項による申立事件については、同条掲記の決定をした部がある場合には、その部に配付する。
- 3 医療観察法第49条第1項、第2項、第50条、第54条第1項、第2項若しくは第55条による申立事件又は競合する処分の調整の申立て（同法第76条第1項若しくは第2項）に係る事件については、その対象者（同法第2条第3項に規定する者をいう。以下同じ。）について、これらの処遇事件又は同法第33条第1項、第59条第1項若しくは第2項による申立てに対し決定をした部がある場合には、直近にそれらの決定をした部に配付する。それらの決定をした部がない場合には、第1項の規定に準じ、各部に順次配付する。
- 4 医療観察法第40条第1項第1号に該当するか否かについての審理及び裁判は、同法第41条第1項の決定をした裁判官が所属する部の裁判官で構成する合議体により行う。
- 5 医療観察法第68条第2項本文又は第71条第2項後段による差戻し事件は、第1項の規定に準じ、原裁判に関与した裁判官が所属する部以外の部に順次配付する。

（付随事件）

第26条 上訴権回復請求事件、刑事補償請求事件、費用補償請求事件及び訴訟費用免除申立事件は、本案の裁判をした部に配付し、麻薬特例法第21条に基づいてされた共助をすることができる場合に該当する旨の決定の取消請求事件及び組織的犯罪処罰法第65条の取消請求事件は、原裁判をした部に配付する。

（雑事件）

第27条 前条以外の本件訴訟に関する申立て又は請求事件は、本件訴訟の終結の前後にかかわらず、本件訴訟の配付を受けた部に配付する。

（児童福祉法に規定する一時保護請求却下の裁判に対する取消請求事件）

【機密性2】

第28条 児童福祉法に規定する一時保護状の請求却下の裁判に対する取消請求事件の配付については、本庁刑事部所属の裁判官の協議による。

(令状事件等)

第29条 各種令状請求事件、時間外等の準抗告事件の執行停止並びに年末年始等休日が4日以上連続する場合の準抗告事件及び児童福祉法に規定する一時保護状請求却下の裁判に対する取消請求事件、第1回公判期日前の勾留に関する処分、医療観察法第34条第1項前段又は第60条第1項前段の鑑定入院命令及び被疑者に対する国選弁護人選任手続に関する処分並びに麻薬特例法第5章又は組織的犯罪処罰法第4章若しくは第6章の保全に関する処分、児童福祉法に規定する一時保護請求事件は、本庁所属の裁判官が協議して担当する。

2 伊丹支部、尼崎支部又は明石支部所属の裁判官は、前項に定める各事件の処理について本庁にてん補する。

(前審関与事件等)

第30条 差戻し事件の配付を受けるべき部に原裁判又はその基礎となった取調べに関与した裁判官が属し、かつ、当該裁判官が関与するのでなければ事件の審理及び裁判をすることができないときは、次順位の部と振り替えて配付する。

(忌避事件等)

第31条 忌避若しくは回避事件又は医療観察法による審判の手続等に関する規則第8条第1項の除斥の決定に係る事件の配付を受けるべき部に、申立てを受けた職員が属するとき又は除斥事由の存否が問題となっている職員が属するときは、前条の例による。

(その他の除斥原因等)

第32条 事件の配付を受けるべき部に、前2条以外の除斥原因のある職員又は勾留に関する処分並びに麻薬特例法第5章又は組織的犯罪処罰法第4章若しくは第6章の保全に関する処分、起訴前の証拠調べ及び起訴議決に係る事件についての指定弁護士の指定をした裁判官が属するときは、第29条の例による。

【機密性2】

(関連事件)

第33条 関連事件が異なった部に係属しているときは、関係各部が協議して一つの部に事件を移すことができる。

(常任委員会の承認による配付替え)

第34条 配付された事件をその部で処理することが相当でなく、当該部の申出により常任委員会の承認を得たときは、当該事件を他の部に移すことができる。

(振替え等の調整)

第35条 第29条から前条までの規定により事件を他の部へ振り替え、又は移したときは、関係部に配付すべき新件で調整する。

(未済事件)

第36条 前年度の未済事件は、その部で引き続き処理する。

(新受事件)

第37条 新受事件の配付は、前年度に最終配付のあった部の次順位の部から始める。

第2節 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序

(裁判官の配置及び開廷日割)

第38条 裁判官の配置及び開廷日割は、別表第1のとおりとする。

(代理部)

第39条 各部の裁判官全員に差し支えのあるときは、第1刑事部、第2刑事部、第4刑事部が順次代理し、代理部に差し支えのあるときは、次順位の部（代理部を代理する部）が代理する。

2 夏期休廷期間中における代理関係は、刑事部の裁判官の協議によって定める。

(裁判長の代理)

第40条 各部の裁判長に差し支えのあるときは、当該部に属する裁判官が別表第1記載の順序（未特例判事補を除く。）により、これを代理する。

【機密性2】

(代理裁判官)

第41条 各部の裁判長以外の裁判官に差し支えのあるときは、次のとおりこれを代理する。

(1) 合議事件

合議体を構成することができないときは、代理部の裁判官が代理する。

(2) 一人制事件

差し支えのある裁判官の属する部の他の裁判官が代理し、更に差し支えのあるときは、(1)の例により代理する。

(緊急代理)

第42条 緊急の必要のため前3条の順序によることができないときは、所長の指名する部又は裁判官が代理する。

(支部てん補裁判官の代理)

第43条 刑事事件について、支部にてん補すべき裁判官は、刑事部の裁判官が協議してこれを定める。緊急の必要のため、これによることができない場合は、所長の指名する裁判官がてん補する。

第3編 支 部

第1章 尼崎支部

第1節 裁判事務の分配

(民事事件)

第44条 民事事件は、その事件の種類に従って次のとおり配付する。

- (1) 民事訴訟事件（発信者情報開示命令事件についての異議の訴えを含む。）、人身保護事件、尼崎簡易裁判所の裁判官に対する除斥又は忌避申立事件、訴えの提起前における証拠保全事件、訴えの提起前における証拠収集の処分等の事件及び証拠調べを必要とする民事共助事件は、事件の種類ごとに第1民事部、第2民事部に順次配付する。ただし、医療事件以外の民事訴訟事件については、配付の割合は、第1民事部に11分の5、第2民事部に11分の6とす

【機密性 2】

る。仲裁関係事件（仲裁法第15条に基づく保全処分事件を除く。）は、民事訴訟事件の配付に準ずる。

(2) 次の事件は、第1民事部に配付する。

- ア 民事保全事件
- イ 配偶者の暴力に関する保護命令事件
- ウ 民事調停事件（(4)を除く。）
- エ 過料事件
- オ 非訟事件（本条において別に定める場合を除く。）
- カ 発信者情報開示命令事件（付随する民事雑事件を含む。）

(3) 次の事件は、第2民事部に配付する。

- ア 破産事件、再生事件及び特別清算事件
- イ 会社更生事件
- ウ 民事執行事件

(4) 民事調停法第20条第1項により自ら処理することとした調停事件は、当該訴訟事件を担当する裁判官において処理する。

(刑事事件等)

第45条 刑事事件は、その事件の種類に従って次のとおり配付する。

- (1) (2)、(3)及び(5)に定めるもの以外の刑事事件は刑事部に配付する。
- (2) 第1回公判期日前の勾留理由開示請求事件は、勾留した裁判官、その裁判官に差し支えのあるときは、支部長の指名する裁判官に配付する。
- (3) 各種令状請求事件、児童福祉法に規定する一時保護状請求事件、一時保護状請求却下の裁判に対する取消請求事件及び被疑者に対する国選弁護人選任手続に関する処分並びに麻薬特例法第5章又は組織的犯罪処罰法第4章若しくは第6章の保全に関する処分は、尼崎支部所属の裁判官が協議して担当する。
- (4) 伊丹支部所属の裁判官は、前号に定める各事件の処理について尼崎支部に

【機密性2】

てん補する。

- (5) 尼崎簡易裁判所の裁判官に対する忌避及び同裁判官の申立てにかかる回避申立事件については、支部長の指名する裁判官に配付する（刑事訴訟法第24条第1項に基づく簡易却下手続による場合を除く。）。

- 2 処遇事件のうち医療観察法第33条第1項並びに第59条第1項及び第2項による申立事件については、刑事部に配付する。

(その他の事件)

第46条 前2条に掲記する以外の事件は、尼崎支部所属の裁判官が協議して担当する。

第2節 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序

(裁判官の配置)

第47条 裁判官の配置は、別表第2の1のとおりとする。

(開廷日割)

第48条 開廷日割は、尼崎支部所属の裁判官の協議によって定める。

(代理部)

第49条 各部の裁判官全員に差し支えのあるときは、第1民事部と第2民事部とは相互に、刑事部は第1民事部又は第2民事部が順次代理する。

- 2 夏期休廷期間中における代理関係は、尼崎支部所属の裁判官の協議によって定める。

(裁判長の代理)

第50条 各部の裁判長に差し支えのあるときは、当該部の合議体を構成する裁判官が別表第2の1記載の順序（未特例判事補を除く。）により、これを代理する。

(代理裁判官)

第51条 各部の裁判長以外の裁判官に差し支えのあるときは、差し支えのある裁判官の属する部の他の裁判官が代理する。

【機密性2】

(緊急代理)

第52条 緊急の必要のため前3条の順序によることができないときは、支部長の指名する部又は裁判官が代理する。

2 尼崎支部所属の裁判官が代理することができないときは、所長が指名する裁判官が代理する。

第2章 姫路支部

第1節 裁判事務の分配

(民事事件)

第53条 民事事件は民事部に配付する。

2 民事調停法第20条第1項により自ら処理することとした調停事件は、当該訴訟事件を担当する裁判官において処理する。

3 民事訴訟事件以外の民事事件は、支部長が指名する刑事部所属の裁判官が処理することができる。

(刑事事件等)

第54条 刑事事件は、その事件の種類に従って次のとおり配付する。

(1) 次に定めるもの以外の刑事事件は刑事部に配付する。

ア 各種令状請求事件、及び被疑者に対する国選弁護人選任手続に関する処分

イ 第1回公判期日前の勾留理由開示請求事件

(2) 各種令状請求事件及び被疑者に対する国選弁護人選任手続に関する処分は、姫路支部所属の裁判官が協議して担当する。

(3) 社支部及び龍野支部に勤務する裁判官並びに■■■■■ 宿舍又は■■■■■ 宿舍に居住する姫路支部以外の神戸地方裁判所所属の裁判官は、前項に定める各事件の処理について姫路支部にてん補する。

(4) 第1回公判期日前の勾留理由開示請求事件は、勾留した裁判官、その裁判官に差し支えのあるときは、支部長の指名する裁判官に配付する。

【機密性2】

2 処遇事件のうち医療観察法第33条第1項並びに第59条第1項及び第2項による申立事件については、刑事部に配付する。

(その他の事件)

第55条 前2条に掲記する以外の事件は、姫路支部所属の裁判官が協議して担当する。

第2節 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序

(裁判官の配置)

第56条 裁判官の配置は、別表第2の2のとおりとする。

(開廷日割)

第57条 開廷日割は、姫路支部所属の裁判官の協議によって定める。

(代理部)

第58条 各部の裁判官全員に差し支えのあるときは、民事部と刑事部とが相互に代理する。

2 夏期休廷期間中における代理関係は、姫路支部所属の裁判官の協議によって定める。

(裁判長の代理)

第59条 各部の裁判長に差し支えのあるときは、当該部の合議体を構成する裁判官が別表第2の2記載の順序（未特例判事補を除く。）により、これを代理する。

(代理裁判官)

第60条 各部の裁判長以外の裁判官に差し支えのあるときは、差し支えのある裁判官の属する部の他の裁判官が代理する。

(緊急代理)

第61条 緊急の必要のため前3条の順序によることができないときは、支部長の指名する裁判官が代理する。

2 姫路支部所属の裁判官が代理することができないときは、所長が指名する裁判

【機密性2】

官が代理する。

第3章 尼崎及び姫路を除く支部

(裁判官の配置)

第62条 裁判官の配置は、別表第3のとおりとする。

(開廷日割)

第63条 開廷日割は、各支部所属の裁判官の協議によって定める。

(裁判事務の代理)

第64条 裁判官に差し支えがあるときの代理裁判官及びその順序は、別表第3のとおりとし、代理裁判官のうち本庁所属の裁判官については所長が、支部所属の裁判官については当該支部の支部長が指名するものとする。

2 緊急の必要のため前項の順序によることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

3 夏期休廷期間中における代理関係は、各支部所属の裁判官の協議によって定める。

第4編 管内簡易裁判所

第1章 神戸簡易裁判所

第1節 裁判事務の分配

(民事事件)

第65条 民事事件（第2項から第4項まで及び第6項から第13項までに規定する事件を除く。）は、次の事件の種類ごとに第1民事係から第6民事係までに順次配付する。ただし、配付の割合は、通常訴訟事件及び付随事件のうち、交通損害賠償等請求事件及び付随事件は、第2民事係及び第4民事係にそれぞれ10分の1、その余の民事係にそれぞれ5分の1とし、その余の事件は、各係それぞれ6分の1とする。

【機密性 2】

- (1) 通常訴訟事件、付随事件
 - (2) 手形訴訟
 - (3) 共助事件
 - (4) 訴えの提起前における証拠保全事件
 - (5) 保全異議、保全取消事件
 - (6) 借地非訟事件
 - (7) 起訴命令申立事件
 - (8) 執行文付与に関する異議事件
 - (9) (1)から(8)までに掲記する以外の民事雑事件
- 2 少額訴訟事件は、第 1 民事係、第 3 民事係、第 5 民事係及び第 6 民事係に順次配付する。配付の割合は、各係それぞれ 4 分の 1 とする。
- 3 和解事件は、和解係の裁判官に順次配付する。
- 4 民事調停事件のうち、民事調停法第 20 条第 1 項により神戸地方裁判所から処理を命じられた事件は第 4 民事調停係に配付し、民事調停官が取り扱うことを相当とする事件は適宜各民事調停官に取り扱わせる。その余の民事調停事件（同条項により神戸簡易裁判所から処理を命じられた事件を含む。）は、事件の種類ごとに、第 1 民事調停係から第 5 民事調停係までに順次配付する。民事調停事件に付随する民事雑事件は、当該民事調停事件の係属した係に配付する。
- 5 第 1 民事調停係から第 5 民事調停係までに配置する裁判官を民事調停法第 7 条第 1 項の調停主任とする。神戸簡易裁判所勤務の民事調停官を民事調停法第 23 条の 3 第 2 項、第 7 条第 1 項の調停主任とする。
- 6 民事調停法第 20 条第 1 項により自ら処理することとした民事調停事件は、当該訴訟事件を担当する裁判官において処理する。
- 7 民事保全事件（保全異議、保全取消事件を除く。）は、保全係の裁判官に順次配付する。
- 8 民事保全事件についての担保取消決定事件は、その保全事件を処理した保全係

【機密性 2】

の裁判官に配付する。

- 9 少額訴訟判決に対する異議申立事件は、当該少額訴訟判決をした係に配付する。
- 10 少額訴訟債権執行事件は、当該少額訴訟事件が係属した係に配付する。
- 11 少額訴訟債権執行事件について裁判所書記官が行う執行処分に対する執行異議申立て事件は、当該少額訴訟事件が係属した係を除き、第1民事係から第6民事係までに順次配付する。ただし、配付の割合は、各係それぞれ6分の1とする。
- 12 督促事件（裁判官が処理すべきもの）は督促係に、過料事件は過料係に、公示催告事件は、公示催告係に配付する。
- 13 再審事件は、原裁判をした係に配付し、原裁判をした係が不明なときは、第1項の割合により、各係に順次配付する。

（刑事事件）

第66条 刑事事件（第2項から第6項までに定めるものを除く。）は、第1刑事係及び第2刑事係に順次配付する。

- 2 略式事件（待命事件を含む。）は、略式係の裁判官に別表第4のとおり配付する。
- 3 第2略式係が処理した略式命令に対する正式裁判事件は、第1刑事係に配付する。その余の正式裁判事件は、第2刑事係に配付する。
- 4 上訴権回復請求事件、刑事補償請求事件、費用補償請求事件及び訴訟費用免除申立事件は、本案の裁判をした係に配付する。
- 5 前項以外の本案訴訟に関する申立て又は請求事件は、本案訴訟の終結の前後にかかわらず、本案訴訟の配付を受けた係に配付する。
- 6 各種令状請求事件、第1回公判期日前の勾留に関する処分及び被疑者に対する国選弁護人選任手続に関する処分、警察官職務執行法第3条による保護許可事件、麻薬特例法第5章又は組織的犯罪処罰法第4章若しくは第6章の保全に関する処分は、神戸簡易裁判所所属の裁判官が協議して担当する。
- 7 本庁、伊丹支部、尼崎支部又は明石支部所属の神戸簡易裁判所の補職発令のな

【機密性 2】

い裁判官（未特例判事補を除く。）及び西宮簡易裁判所、伊丹簡易裁判所、尼崎簡易裁判所又は明石簡易裁判所所属の裁判官は、裁判所法第36条第1項の規定により、前項に定める各事件の処理について神戸簡易裁判所の裁判官の職務を行うものとする。

（児童福祉法に規定する一時保護状請求事件）

第67条 児童福祉法に規定する一時保護状請求事件は、神戸簡易裁判所所属の裁判官が協議して担当する。

2 西宮簡易裁判所、伊丹簡易裁判所、尼崎簡易裁判所所属の裁判官は、裁判所法第36条第1項の規定により夜間に、明石簡易裁判所所属の裁判官は、裁判所法第36条第1項の規定により夜間又は休日日中に請求がされた児童福祉法に規定する一時保護状の請求事件の処理について神戸簡易裁判所の裁判官の職務を行うものとする。

第2節 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序

（裁判官の配置及び開廷日割）

第68条 裁判官の配置及び開廷日割は、別表第4のとおりとする。

（裁判事務の代理）

第69条 前条の裁判官に差し支えのあるときは、次のとおり代理する。

(1) 第1民事係については、第4民事係、第5民事係の順序で
第2民事係については、第3民事係、第4民事係の順序で
第3民事係については、第4民事係、第1民事係の順序で
第4民事係については、第5民事係、第1民事係の順序で
第5民事係については、第2民事係、第6民事係の順序で
第6民事係については、第2民事係、第3民事係の順序で
それぞれ代理する。

(2) 第1刑事係については、第2刑事係が、

【機密性 2】

第 2 刑事係については、第 1 刑事係が、
それぞれ代理する。

(3) 第 1 民事調停係及び第 3 民事調停係については、第 4 民事調停係が、
第 2 民事調停係については、第 5 民事調停係が、
第 4 民事調停係については、第 1 民事調停係又は第 3 民事調停係が、
第 5 民事調停係については、第 2 民事調停係が、
それぞれ代理する。

(4) 督促係、公示催告係、過料係、保全係及び略式係の各代理順序については、
神戸簡易裁判所所属の裁判官の協議により定める。

2 緊急の必要のため前項の順序によることができないときは、司法行政事務を掌
理する裁判官の指名する裁判官が代理する。

3 夏期休廷期間中における代理関係は、神戸簡易裁判所所属の裁判官の協議によ
って定める。

第 2 章 尼崎簡易裁判所

(裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷日割)

第 70 条 裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷日割は、別表第 5 の 1 のとおり
とする。

(その他の民事事件の事務分配)

第 71 条 民事事件のうち別表第 5 の 1 に定める事件以外の事件については、尼崎
簡易裁判所所属の裁判官が協議して担当する。

2 民事調停法第 20 条第 1 項により自ら処理することとした調停事件は、当該訴
訟事件を担当する裁判官において処理する。

(その他の刑事事件等の事務分配)

第 72 条 次の事件は、その事件の種類に従って次のとおり配付する。

(1) 上訴権回復請求事件、刑事補償請求事件及び訴訟費用免除申立事件は、本

【機密性 2】

案の裁判をした裁判官に配付する。

(2) (1)以外の本案訴訟に関する申立て又は請求事件は、本案訴訟の終結の前後にかかわらず、本案訴訟の配付を受けた裁判官に配付する。

(3) 第1回公判期日前の勾留理由開示請求事件は、勾留した裁判官、その裁判官に差し支えのあるときは、司法行政事務を掌理する裁判官の指名した裁判官が担当する。

2 刑事事件のうち別表第5の1及び前項に定める事件以外の事件及び児童福祉法に規定する一時保護状請求事件については、尼崎簡易裁判所所属の裁判官が協議して担当する。

3 伊丹支部又は尼崎支部所属の尼崎簡易裁判所判事の補職発令のない裁判官（未特例判事補を除く。）及び西宮簡易裁判所又は伊丹簡易裁判所所属の裁判官は、裁判所法第36条第1項の規定により、次に定める各事件の処理について尼崎簡易裁判所の裁判官の職務を行うものとする。

(1) 各種令状請求事件

(2) 待命略式事件

(3) 被疑者に対する国選弁護人選任手続に関する処分

(4) 警察官職務執行法第3条による保護許可事件

(5) 麻薬特例法第5章又は組織的犯罪処罰法第4章若しくは第6章の保全に関する処分

(6) 児童福祉法に規定する一時保護状請求事件

(裁判事務の代理)

第73条 各裁判官に差し支えのあるときの代理順序は、尼崎簡易裁判所所属の裁判官の協議によって定める。

2 緊急の必要のため前項によることができないときは、司法行政事務を掌理する裁判官の指名する裁判官が代理する。

3 夏期休廷期間中における代理関係は、尼崎簡易裁判所所属の裁判官の協議によ

【機密性 2】

って定める。

第 3 章 姫路簡易裁判所

(裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷日割)

第 7 4 条 裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷日割は、別表第 5 の 2 のとおりとする。

(その他の事件の事務分配)

第 7 5 条 次の事件は、その事件の種類に従って次のとおり配付する。

- (1) 第 1 回公判期日前の勾留理由開示請求事件は、勾留した裁判官、その裁判官に差し支えのあるときは、司法行政事務を掌理する裁判官の指名した裁判官が担当する。
- (2) 各種令状請求事件及び被疑者に対する国選弁護人選任手続に関する処分並びに警察官職務執行法第 3 条による保護許可事件、麻薬特例法第 5 章又は組織的犯罪処罰法第 4 章若しくは第 6 章の保全に関する処分、児童福祉法に規定する一時保護状請求事件については、姫路簡易裁判所所属の裁判官が協議して担当する。
- (3) 社簡易裁判所、龍野簡易裁判所及び加古川簡易裁判所に勤務する裁判官並びに■■■■■ 宿舍又は■■■■■ 宿舍に居住する姫路支部以外の神戸地方裁判所の裁判官（未特例判事補を除く。）は、裁判所法第 3 6 条第 1 項の規定により、(2)に定める各事件の処理について姫路簡易裁判所の裁判官の職務を行うものとする。
- (4) 民事調停法第 2 0 条第 1 項により自ら処理することとした調停事件は、当該訴訟事件を担当する裁判官において処理する。
- (5) (1)から(4)までに掲記する以外の事件は、姫路簡易裁判所所属の裁判官が協議して担当する。

(裁判事務の代理)

【機密性 2】

第 7 6 条 各裁判官に差し支えのあるときの代理順序は、姫路簡易裁判所所属の裁判官の協議によって定める。

2 緊急の必要のため前項によることができないときは、司法行政事務を掌理する裁判官の指名する裁判官が代理する。

3 夏期休廷期間中における代理関係は、姫路簡易裁判所所属の裁判官の協議によって定める。

第 4 章 神戸、尼崎及び姫路を除く管内簡易裁判所

(裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷日割)

第 7 7 条 裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷日割は、別表第 6 のとおりとする。

(裁判事務の代理)

第 7 8 条 裁判官に差し支えがあるときの代理順序は、別表第 6 のとおりとし、代理裁判官のうち本庁（神戸簡易裁判所を含む。）所属の裁判官については所長が、支部（併設する簡易裁判所を含む。）所属の裁判官については当該支部の支部長が指名するものとする。ただし、裁判所法第 3 6 条第 1 項の規定により、被疑者に対する国選弁護人選任手続に関する処分について、神戸簡易裁判所の裁判官（この規定の定めにより神戸簡易裁判所の裁判官の職務を行うことができる神戸地方裁判所判事を含む。）は、明石簡易裁判所、篠山簡易裁判所、柏原簡易裁判所、豊岡簡易裁判所、浜坂簡易裁判所及び洲本簡易裁判所の裁判官の、尼崎簡易裁判所の裁判官は、西宮簡易裁判所及び伊丹簡易裁判所の裁判官の、姫路簡易裁判所の裁判官は、加古川簡易裁判所、社簡易裁判所及び龍野簡易裁判所の裁判官の職務をそれぞれ行うことができる。

2 警察官職務執行法第 3 条による保護許可事件について、裁判所法第 3 6 条第 1 項の規定により、次のとおり職務を行うことができる。

(1) 神戸簡易裁判所の裁判官の職務を行うことができる裁判官は、伊丹簡易裁

【機密性 2】

判所、尼崎簡易裁判所、明石簡易裁判所、柏原簡易裁判所、姫路簡易裁判所、社簡易裁判所、龍野簡易裁判所、洲本簡易裁判所、西宮簡易裁判所、加古川簡易裁判所及び篠山簡易裁判所の裁判官の職務

- (2) 尼崎簡易裁判所の裁判官の職務を行うことができる裁判官は、西宮簡易裁判所の裁判官の職務
 - (3) 姫路簡易裁判所の裁判官の職務を行うことができる裁判官は、加古川簡易裁判所、社簡易裁判所及び龍野簡易裁判所の裁判官の職務
- 3 神戸簡易裁判所の裁判官の職務を行うことができる裁判官は、裁判所法第36条第1項の規定により、夜間又は休日日中に請求がされた児童福祉法に規定する一時保護状請求事件の処理について尼崎簡易裁判所、西宮簡易裁判所、伊丹簡易裁判所、明石簡易裁判所、姫路簡易裁判所及び社簡易裁判所の裁判官の職務を行うことができる。
- 4 尼崎簡易裁判所の裁判官の職務を行うことができる裁判官は、裁判所法第36条第1項の規定により、休日日中に請求がされた児童福祉法に規定する一時保護状の請求事件の処理について西宮簡易裁判所の裁判官の職務を行うことができる。
- 5 姫路簡易裁判所の裁判官の職務を行うことができる裁判官は、裁判所法第36条第1項の規定により、夜間又は休日日中に請求がされた児童福祉法に規定する一時保護状の請求事件の処理について社簡易裁判所の裁判官の職務を行うことができる。
- 6 緊急の必要のため第1項の順序によることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

第5編 司法行政事務の代理順序

第1章 本 庁

(所長の代理)

第79条 所長に差し支えのあるときは、次の順序により、その職務を代理する。

【機密性 2】

第 1 順位 裁判官 野 上 あ や

第 2 順位 裁判官 中 川 綾 子

(部総括裁判官の代理)

第 8 0 条 部の事務を総括する裁判官に差し支えのあるときは、当該部の次順位の裁判官がその職務を代理する。

第 2 章 支 部

(尼崎支部)

第 8 1 条 尼崎支部長に差し支えのあるときは、次の順序により、その職務を代理する。

第 1 順位 裁判官 田 中 健 司

第 2 順位 裁判官 西 森 みゆき

2 尼崎支部の部の事務を総括する裁判官に差し支えのあるときは、次の順序により、その職務を代理する。

(1) 第 1 民事部 第 1 順位 裁判官 蛭 名 日奈子

第 2 順位 裁判官 玉 岡 伸 也

(2) 第 2 民事部 第 1 順位 裁判官 小 堀 悟

第 2 順位 裁判官 織 田 佳 代

(3) 刑 事 部 第 1 順位 裁判官 石 川 理 紗

(姫路支部)

第 8 2 条 姫路支部長に差し支えのあるときは、次の順序により、その職務を代理する。

第 1 順位 裁判官 西 森 英 司

第 2 順位 裁判官 原 司

2 姫路支部の部の事務を総括する裁判官に差し支えのあるときは、次の順序により、その職務を代理する。

【機密性2】

- (1) 民事部 第1順位 裁判官 原 司
第2順位 裁判官 寺 元 義 人
- (2) 刑事部 第1順位 裁判官 馬 場 嘉 郎

(尼崎及び姫路を除く支部)

第83条 尼崎及び姫路を除く支部の支部長に差し支えのあるときの代理順序は、別表第3のとおりとする。

2 緊急のため前項の順序によることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

第3章 管内簡易裁判所

(神戸簡易裁判所)

第84条 神戸簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えのあるときは、裁判官荻谷誠がその職務を代理する。

(尼崎簡易裁判所)

第85条 尼崎簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えのあるときは、裁判官植屋伸一がその職務を代理する。

(姫路簡易裁判所)

第86条 姫路簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えのあるときは、裁判官高橋亨がその職務を代理する。

(神戸、尼崎及び姫路を除く管内簡易裁判所)

第87条 神戸、尼崎及び姫路を除く管内簡易裁判所の司法行政事務の代理順序は、別表第6のとおりとする。

第4章 補 則

(その他)

第88条 前9条の規定によることができないときは、所長は、適宜代理者を指名

【機密性2】

することができる。

第6編 補 則

(通信傍受法の処理についての暫定措置)

- 第89条 通信傍受法による傍受令状及び傍受できる期間の延長の請求事件は、当分の間、神戸地方裁判所本庁において処理する。
- 2 神戸地方裁判所管内支部における通信傍受法に基づく傍受の原記録の保管事務は本庁において取り扱う。
 - 3 傍受の原記録の保管事務は、神戸地方裁判所司法行政事務処理規程第16条第3項の規定により指名された刑事上席裁判官が処理する。
 - 4 前項の裁判官に差し支えのあるときは、別に定める「令状事件等事務処理要領」で定める令状当番裁判官が代理する。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

この規程は、令和8年1月17日から施行する。

この規程は、令和8年1月21日から施行する。

この規程は、令和8年2月6日から施行する。

この規程は、令和8年3月1日から施行する。

この規程は、令和8年3月5日から施行する。

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年4月11日から施行する。

この規程は、令和8年4月30日から施行（令和8年4月1日適用）する。

(別表第1)

本庁の裁判官の配置及び開廷日割

部・係	開廷日割	配置裁判官
第1民事部	月、火、木、金	渡田 部 佳寿子 若井 中 佐和子 井 林 慶央 村 玲 奈
第2民事部	火、水、木、金	島 戸 真 (野 上 や 森 田 亮 山 谷 奈々 緒
第3民事部	随時	野 上 あ や 重 高 啓 春 貴 隆
第4民事部	火、水、木、金	鳥 飼 晃 嗣 千 葉 沙 織 増 田 は 慧 影 山 な
第5民事部	月、火、水、金	横 路 朋 生 (島 戸 水 真 丸 山 奈 穂 林 嶋 博 桜 (高 田 博 翼 曾 紀

【機密性2】

第6民事部	月、火、水、木、金	寺溝 (重三) (玉宮) 菊	本口 高宅岡 池	佳 由 伸里 淑	子 優啓 子也 美子
-------	-----------	-------------------------	----------------	-------------------	---------------------

労働審判官	(寺溝) (三宮)	本口宅	佳由里	子優子美)
-------	--------------	-----	-----	-------

調停主任	(丸溝) (千森) (増林) (田三) (若宮)	山口 葉田田 中宅林	水沙 奈佐和 由慶里	(穂優) (織亮) (慧桜) (子子) (浩美)
------	--------------------------------------	------------------	------------------	--------------------------------------

部・係	開廷日割	配置裁判官			
第1刑事部	月、火、水、木、金	坂 (馬桂岡) (山	口場 川村谷	裕嘉 祐奈	俊郎) 瞳衣緒)

【機密性2】

第2刑事部	月、火、水、木、金	渡部 (馬西 稻高 (曾	部場 村垣 嶋田	五嘉 彩雄 博	郎 子 大 翼 紀)
第3刑事部	(随時)	(德 (桂 (高	岡川 嶋	由美 子	子 瞳 翼)
第4刑事部	月、火、水、木、金	中 (馬 酒安 (影	川場 井藤 山	綾 嘉英 大は	子 郎 臣 祐 な)

【機密性 2】

(別表第 2)

尼崎支部及び姫路支部の裁判官の配置

1 尼崎支部

第 1 民事部

裁 判 官 倉 地 康 弘
(裁 判 官 小 堀 悟)
裁 判 官 細 島 秀 勝
裁 判 官 蛭 名 日奈子
(裁 判 官 織 田 佳 代)
(裁 判 官 望 月 一 輝)
裁 判 官 玉 岡 伸 也
裁 判 官 小 川 勝 己
裁 判 官 坊 直 徹

第 2 民事部

裁 判 官 西 森 みゆき
裁 判 官 小 堀 悟
(裁 判 官 細 島 秀 勝)
裁 判 官 織 田 佳 代
裁 判 官 望 月 一 輝
裁 判 官 関 口 遼 介

刑事部

裁 判 官 田 中 健 司
裁 判 官 石 川 理 紗
(裁 判 官 坊 直 徹)
(裁 判 官 関 口 遼 介)

【機密性2】

2 姫路支部

民事部

裁 判 官	富 上 智 子
裁 判 官	原 司
裁 判 官	寺 元 義 人
裁 判 官	島 田 美喜子
裁 判 官	島 添 聡一郎
裁 判 官	豊 臣 亮 輔
裁 判 官	荒 木 克 仁

刑事部

裁 判 官	西 森 英 司
裁 判 官	馬 場 嘉 郎
(裁 判 官	島 田 美喜子)
裁 判 官	寺 田 幸 平
裁 判 官	横 井 信 昭
裁 判 官	新 川 梨容子

【機密性 2】

(別表第 3)

尼崎及び姫路を除く支部の裁判官の配置及び代理順序

1 伊丹支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
川畑 公美	仲井 葉月、 松本 武人、 渡邊 健司、 尼崎支部の裁判官、 本庁の裁判官 の順序
渡邊 健司	仲井 葉月、 松本 武人、 川畑 公美、 尼崎支部の裁判官、 本庁の裁判官 の順序
仲井 葉月	川畑 公美、 渡邊 健司、 松本 武人、 尼崎支部の裁判官、 本庁の裁判官 の順序
松本 武人	川畑 公美、 渡邊 健司、 仲井 葉月、 尼崎支部の裁判官、 本庁の裁判官 の順序

【機密性2】

(司法行政事務) 川畑 公美	渡邊 健司、 松本 武人、 仲井 葉月 の順序
-------------------	-------------------------------

2 明石支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
住山 真一郎	玉野 勝則、 鈴木 輝子、 本庁の裁判官、 姫路支部の裁判官の順序
玉野 勝則	鈴木 輝子、 住山 真一郎、 本庁の裁判官、 姫路支部の裁判官の順序
鈴木 輝子	玉野 勝則、 住山 真一郎、 本庁の裁判官、 姫路支部の裁判官の順序
(司法行政事務) 住山 真一郎	玉野 勝則、 鈴木 輝子 の順序

3 柏原支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
細島 秀勝	尼崎支部の裁判官
(司法行政事務) 細島 秀勝	田中 健司、 西森みゆき の順序

【機密性2】

4 社支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
山中 耕一	姫路支部の裁判官
(司法行政事務) 山中 耕一	西森 英司、 原 司 の順序

5 龍野支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
永田 雄一	姫路支部の裁判官
(司法行政事務) 永田 雄一	西森 英司、 原 司 の順序

6 豊岡支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
(合議体) 橋本 康平 本庁又は姫路支部からてん補	本庁の裁判官又は 尼崎支部の裁判官又は 姫路支部の裁判官
橋本 康平	本庁の裁判官又は 尼崎支部の裁判官又は 姫路支部の裁判官
(司法行政事務) 橋本 康平	島戸 真、 寺本 佳子 の順序

7 洲本支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
尾島祐太郎	本庁の裁判官
(司法行政事務) 尾島祐太郎	島戸 真、 寺本 佳子 の順序

【機密性2】

(別表第4)

神戸簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割

係	開廷日割	配 置 裁 判 官
第 1 民 事 係	木	秋 田 正 之
第 2 民 事 係	火	秋 田 正 之
第 3 民 事 係	水	朝 田 和 男
第 4 民 事 係	金	荻 谷 誠
第 5 民 事 係	木	西 田 眞 基
第 6 民 事 係	火	荻 谷 誠
第 1 刑 事 係	月、水	西 田 眞 基
第 2 刑 事 係	月、火	朝 田 和 男
第 1 民 事 調 停 係	月、火	朝 田 和 男
第 2 民 事 調 停 係	水	秋 田 正 之
第 3 民 事 調 停 係	月、火	朝 田 和 男
第 4 民 事 調 停 係	月	西 田 眞 基
第 5 民 事 調 停 係	水	荻 谷 誠
第 1 略 式 係	■	西 田 眞 基
第 2 略 式 係	■	朝 田 和 男
和 解 係	随時	西 田 眞 基
同 上	同上	朝 田 和 男
保 全 係	同上	西 田 眞 基
同 上	同上	朝 田 和 男
督 促 係	同上	西 田 眞 基
公 示 催 告 係	同上	西 田 眞 基
過 料 係	同上	西 田 眞 基

【機密性2】

(別表第5)

尼崎簡易裁判所及び姫路簡易裁判所の裁判官の
配置及び開廷日割

1 尼崎簡易裁判所

係	配置裁判官	事務の分配	開廷日割
1 係	植屋 伸一	(民事事件) 1 民事訴訟事件 5分の2 2 民事調停事件 2分の1 3 その他の民事事件 2分の1 (刑事事件) 1 刑事公判事件(植屋伸一裁判官が 勾留状を発付した事件及び植屋伸一 裁判官が発付した略式命令に対する 正式裁判事件を除く) 2分の1 2 各種令状請求事件 10分の3 3 略式事件(一般、待命) 2分の1	水 火 随 時 金 随 時
2 係	大塚 貴志	(民事事件) 1 民事訴訟事件 5分の3 2 民事調停事件 2分の1 3 その他の民事事件 2分の1 (刑事事件) 1 刑事公判事件(大塚貴志裁判官が 勾留状を発付した事件及び大塚貴志 裁判官が発付した略式命令に対する 正式裁判事件を除く) 2分の1 2 各種令状請求事件 10分の3 3 略式事件(一般、待命) 2分の1 4 略式事件(交通) 全 部	木 水 随 時 金 随 時 火
	神戸地方裁判所 尼崎支部所属の 裁判官	(刑事事件) 各種令状請求事件 10分の4	

【機密性2】

2 姫路簡易裁判所

係	配置裁判官	事務の分配	開廷日割
1 係	高橋 亨	(民事事件) 1 民事訴訟事件 2分の1 2 民事調停事件 2分の1 3 その他の民事事件 2分の1 (刑事事件) 1 刑事公判事件(高橋亨裁判官が勾留状を発付した事件及び高橋亨裁判官が発付した略式命令に対する正式裁判事件を除く。) 2分の1 2 刑事公判事件第1回公判前の身柄に関する処分 2分の1 3 一般令状 5分の1 4 勾留、一般略式(待命を含む。) 5分の1 5 略式事件(交通) 2分の1	火、金 水、金 随 時 月 随 時 ■ ■ 金(2週ごと)
2 係	中村 玄介	(民事事件) 1 民事訴訟事件 2分の1 2 民事調停事件 2分の1 3 その他の民事事件 2分の1 (刑事事件) 1 刑事公判事件(中村玄介裁判官が勾留状を発付した事件及び中村玄介裁判官が発付した略式命令に対する正式裁判事件を除く。) 2分の1 2 刑事公判事件第1回公判前の身柄に関する処分 2分の1 3 一般令状 5分の1 4 勾留、一般略式(待命を含む。) 5分の1 5 略式事件(交通) 2分の1	水、金 火、金 随 時 月 随 時 ■ ■ 金(2週ごと)
	和田 一臣 (龍野簡易裁判所からてん補)	(刑事事件) 1 一般令状 5分の2 2 勾留、一般略式(待命を含む。) 5分の2	■■■ ■■■

【機密性2】

	神戸地方裁判所姫路支部所属の裁判官	<p>(刑事事件)</p> <p>1 一般令状 5分の1</p> <p>2 勾留、一般略式(待命を含む。) 5分の1</p>	<p>■</p> <p>■</p>
--	-------------------	--	-------------------

【機密性 2】

(別表第 6)

神戸、尼崎及び姫路を除く管内簡易裁判所の裁判事務の分配、開廷日割、裁判官の配置及び代理順序

1 西宮簡易裁判所

事務の分配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1 民事訴訟事件 3分の2 2 民事調停事件 全部 3 訴え提起前の和解事件 全部 4 その他の民事事件 全部	水、金 火、木 水、金 随時	栗山 和昭	尼崎支部（尼崎簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行） ただし、金については、藤井 徹裁判官を第1順位とする。
1 刑事事件（略式事件、令状請求事件を除く。） 全部 2 略式命令に対する正式裁判事件 全部 3 各種令状請求事件 4分の3	月 随時 ■■■		尼崎支部（尼崎簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）
民事訴訟事件 3分の1	月	植屋伸一（尼崎簡易裁判所からてん補）	栗山 和昭、 尼崎支部（尼崎簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）の順序
1 各種令状請求事件 4分の1 2 略式事件 全部	■■■ 金	藤井徹（柏原簡易裁判所からてん補）	栗山 和昭、 尼崎支部（尼崎簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）の順序
司法行政事務		栗山 和昭	植屋 伸一、 大塚 貴志 の順序

【機密性2】

2 伊丹簡易裁判所

事務の分配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
(民事事件) 1 民事訴訟事件 全部 2 民事調停事件 全部 3 民事事件(民事訴訟、民事調停を除く。) 全部 (刑事事件) 1 刑事公判事件(略式命令(交通)に対する正式裁判事件を含む。)及びその他の刑事事件 全部 2 各種令状請求事件及び待命略式事件 5分の3 3 略式事件(一般) 全部 (その他) 児童福祉法に規定する一時保護状の請求事件 5分の3	月、金 木、金 随時 水 随時	小川 正照	仲井 葉月、 松本 武人、 川畑 公美、 渡邊 健司、 尼崎支部(尼崎簡易裁判所を含む。)の裁判官(職務代行)、本庁(神戸簡易裁判所を含む。)の裁判官(職務代行)の順序
1 第1回公判前の身柄に関する処分 全部 2 刑事公判事件(略式命令(一般)に対する正式裁判事件) 全部	随時 火、水、金	渡邊 健司	仲井 葉月、 松本 武人、 川畑 公美、 尼崎支部(尼崎簡易裁判所を含む。)の裁判官(職務代行)、本庁(神戸簡易裁判所を含む。)の裁判官(職務代行)の順序

【機密性 2】

<p>1 各種令状請求事件及び待命略式事件 420分の28</p> <p>2 略式事件のうち、道路交通法違反事件及び交通切符（即日処理を含む。） 168分の28</p> <p>3 児童福祉法に規定する一時保護状の請求事件 420分の28</p>	<p>■（3週に1回）</p> <p>■（3週に1回）</p> <p>■（3週に1回）</p>	<p>西田眞基（神戸簡易裁判所からてん補）</p>	<p>小川 正照、仲井 葉月、松本 武人、川畑 公美、渡邊 健司、尼崎支部（尼崎簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）、本庁（神戸簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）の順序</p>
<p>1 各種令状請求事件及び待命略式事件 420分の21</p> <p>2 略式事件のうち、道路交通法違反事件及び交通切符（即日処理を含む。） 168分の21</p> <p>3 児童福祉法に規定する一時保護状の請求事件 420分の21</p>	<p>■（4週に1回）</p> <p>■（4週に1回）</p> <p>■（4週に1回）</p>	<p>植屋伸一（尼崎簡易裁判所からてん補）</p>	<p>小川 正照、仲井 葉月、松本 武人、川畑 公美、渡邊 健司、尼崎支部（尼崎簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）、本庁（神戸簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）の順序</p>

【機密性2】

<p>1 各種令状請求事件及び待命略式事件 420分の21</p> <p>2 略式事件のうち、道路交通法違反事件及び交通切符（即日処理を含む。） 168分の21</p> <p>3 児童福祉法に規定する一時保護状の請求事件 420分の21</p>	<p>■（4週に1回）</p> <p>■（4週に1回）</p> <p>■（4週に1回）</p>	<p>大塚貴志（ 尼崎簡易裁判所からてん補）</p>	<p>小川 正照、 仲井 葉月、 松本 武人、 川畑 公美、 渡邊 健司、 尼崎支部（尼崎簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）、本庁（神戸簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）の順序</p>
<p>1 各種令状請求事件及び待命略式事件 420分の31</p> <p>2 略式事件のうち、道路交通法違反事件及び交通切符 168分の31</p> <p>3 児童福祉法に規定する一時保護状の請求事件 420分の31</p>	<p>■（7週に2回）</p> <p>■（12週に1回）</p> <p>■（7週に2回）</p> <p>■（12週に1回）</p> <p>■（7週に2回）</p> <p>■（12週に1回）</p>	<p>秋田正之（ 神戸簡易裁判所からてん補）</p>	<p>小川 正照、 仲井 葉月、 松本 武人、 川畑 公美、 渡邊 健司、 尼崎支部（尼崎簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）、本庁（神戸簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）の順序</p>

【機密性 2】

<p>1 各種令状請求事件及び待命略式事件 420分の24</p> <p>2 略式事件のうち、道路交通法違反事件及び交通切符 168分の24</p> <p>3 児童福祉法に規定する一時保護状の請求事件 420分の24</p>	<p>■（7週に2回）</p> <p>■（7週に2回）</p> <p>■（7週に2回）</p>	<p>苅谷誠（神戸簡易裁判所からてん補）</p>	<p>小川 正照、仲井 葉月、松本 武人、川畑 公美、渡邊 健司、尼崎支部（尼崎簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）、本庁（神戸簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）の順序</p>
<p>1 各種令状請求事件及び待命略式事件 420分の43</p> <p>2 略式事件のうち、道路交通法違反事件及び交通切符 168分の43</p> <p>3 児童福祉法に規定する一時保護状の請求事件 420分の43</p>	<p>■（7週に3回）</p> <p>■（12週に1回）</p> <p>■（7週に3回）</p> <p>■（12週に1回）</p> <p>■（7週に3回）</p> <p>■（12週に1回）</p>	<p>朝田和男（神戸簡易裁判所からてん補）</p>	<p>小川 正照、仲井 葉月、松本 武人、川畑 公美、渡邊 健司、尼崎支部（尼崎簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）、本庁（神戸簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）の順序</p>
<p>司法行政事務</p>	<p>川畑 公美</p>	<p>小川 正照</p>	

【機密性2】

3 明石簡易裁判所

事務の分配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1 民事訴訟事件（付調停事件を含む。） 3分の2 2 少額訴訟事件 全部 3 民事調停事件 全部 4 民事事件（民事訴訟事件及び民事調停事件を除く。） 全部	水、木 水、木 月、火 随 時	臼井 康雄	鈴木 輝子、 玉野 勝則、 住山 真一郎、 本庁（神戸簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）、姫路支部（姫路簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）の順序
1 民事訴訟事件（付調停事件を含む。） 3分の1	月	飼馬淳二（洲本簡易裁判所からてん補）	臼井 康雄、 鈴木 輝子、 玉野 勝則、 住山 真一郎、 本庁（神戸簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）、姫路支部（姫路簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）の順序

【機密性 2】

<p>1 刑事公判事件 全 部</p> <p>2 児童福祉法に規定する一時保護状の請求事件 5分の1</p>	<p>月</p> <p>■</p>	<p>住山 真一郎</p>	<p>臼井 康雄、鈴木 輝子、玉野 勝則、本庁（神戸簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）、姫路支部（姫路簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）の順序</p>
<p>1 各種令状請求事件（勾留を含む。） 5分の3</p> <p>2 略式事件（待命） 5分の3</p> <p>3 略式事件（待命を除く。） 全 部</p> <p>4 住山真一郎裁判官が担当する事件の第1回公判前の身柄に関する処分 全 部</p> <p>5 その他の刑事事件 全 部</p> <p>6 児童福祉法に規定する一時保護状の請求事件 5分の2</p>	<p>■</p> <p>■</p> <p>■</p> <p>随 時</p> <p>随 時</p> <p>■</p>	<p>臼井 康雄</p>	<p>鈴木 輝子、玉野 勝則、住山 真一郎、本庁（神戸簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）、姫路支部（姫路簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）の順序</p>
<p>1 各種令状請求事件（勾留を含む。） 5分の1</p> <p>2 略式事件（待命） 5分の1</p> <p>3 児童福祉法に規定する一時保護状の請求事件 5分の1</p>	<p>■</p>	<p>玉野 勝則</p>	<p>臼井 康雄、鈴木 輝子、住山 真一郎、本庁（神戸簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）、姫路支部（姫路簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）の順序</p>

【機密性 2】

1 各種令状請求事件（勾留を含む。） 5分の1 2 略式事件（待命） 5分の1 3 児童福祉法に規定する一時保護状の請求事件 5分の1		鈴木 輝子	臼井 康雄、 玉野 勝則、 住山 真一郎、 本庁（神戸簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）、姫路支部（姫路簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）の順序
司法行政事務		住山 真一郎	臼井 康雄

4 篠山簡易裁判所

事務の分配		開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1 民事事件	全部	水、木	藤井 徹	尼崎支部（尼崎簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）
2 刑事事件	全部	水、木		
司法行政事務			藤井 徹	植屋 伸一、 大塚 貴志 の順序

5 柏原簡易裁判所

事務の分配		開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1 民事事件	全部	月、火	藤井 徹	細島 秀勝、 尼崎支部（尼崎簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）の順序
2 刑事事件	全部	月、火		
司法行政事務			細島 秀勝	藤井 徹

6 加古川簡易裁判所

【機密性2】

事務の分配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1 民事事件（民事調停事件を除く。） 全 部 2 民事調停事件 全 部	水、金 月、火、 木	水野 和雄	姫路支部（姫路簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行） ただし、水、金については、三浦 恵裁判官を第1順位とする。
1 刑事事件（略式事件、各種令状請求事件を除く。） 全 部 2 各種令状請求事件 5分の3 3 水野和雄裁判官が発付した以外の略式命令に対する正式裁判事件 全 部	月 ■■■■■ ■■■■■ 月		姫路支部（姫路簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）
1 各種令状請求事件 5分の2 2 略式事件 全 部	■■■■■ 水、金	三浦恵（社簡易裁判所からてん補）	水野 和雄、姫路支部（姫路簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）の順序
水野和雄裁判官が発付した略式命令に対する正式裁判事件 全 部	随 時	姫路簡易裁判所の裁判官（職務代行）	姫路支部（姫路簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）
司法行政事務	水野 和雄	高橋 亨、中村 玄介の順序	

【機密性2】

7 社簡易裁判所

事務の分配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
(民事事件) 1 民事訴訟事件 全部 2 民事調停事件 全部 3 民事事件 (民事訴訟事件及び民事調停事件を除く。) 全部 (刑事事件) 1 刑事事件 (略式事件、各種令状請求事件を除く。) 全部 2 各種令状請求事件 5分の3 3 略式事件 (待命を除く。) 全部 4 略式事件 (待命) 全部 (その他) 児童福祉法に規定する一時保護状の請求事件 5分の3	木 月、火 随時 月 火、木 随時	三浦 恵	山中 耕一、 姫路支部 (姫路簡易裁判所を含む。) の裁判官 (職務代行) の順序
1 各種令状請求事件 5分の2 2 児童福祉法に規定する一時保護状の請求事件 5分の2		山中 耕一	姫路支部 (姫路簡易裁判所を含む。) の裁判官 (職務代行)
司法行政事務		山中 耕一	三浦 恵

8 龍野簡易裁判所

事務の分配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
(刑事事件) 1 令状請求事件 5分の2 2 和田一臣裁判官が発付した略式命令に対する正式裁判事件 全部	木	永田 雄一	姫路支部 (姫路簡易裁判所を含む。) の裁判官 (職務代行)

【機密性2】

(民事事件) 1 民事訴訟事件 全 部 2 民事調停事件 全 部 3 民事事件 (民事訴訟事件及び民事調停事件を除く。) 全 部 (刑事事件) 1 刑事事件 (和田一臣裁判官が発付した略式命令に対する正式裁判事件を除く。) 全 部 2 略式事件 全 部 3 令状請求事件 5分の3	月 火 随 時 木 随 時	和田 一臣	永田 雄一、 姫路支部 (姫路簡易裁判所を含む。) の裁判官 (職務代行) の順序
司法行政事務		永田 雄一	和田 一臣

9 豊岡簡易裁判所

事 務 の 分 配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1 民事事件 全 部	月、火(第1、3、5)	菅 浩次	橋本 康平 本庁 (神戸簡易裁判所を含む。) の裁判官 (職務代行) 又は尼崎支部 (尼崎簡易裁判所を含む。) の裁判官 (職務代行) 又は姫路支部 (姫路簡易裁判所を含む。) の裁判官 (職務代行) の順序
2 刑事事件 全 部	水、木、金		
3 児童福祉法に規定する一時保護状の請求事件 全 部	随時		
各種令状請求事件 全 部	随 時		
司法行政事務		橋本 康平	菅 浩次

1 0 浜坂簡易裁判所

事務の分配		開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1 民事事件	全部	火(第2、4)	菅 浩次	橋本 康平 (職務代行)、 本庁(神戸簡易裁判所を含む。)の裁判官(職務代行)又は尼崎支部(尼崎簡易裁判所を含む。)の裁判官(職務代行)又は姫路支部(姫路簡易裁判所を含む。)の裁判官(職務代行)の順序
2 刑事事件	全部	火(第2、4)		
司法行政事務				橋本 康平 (職務代行)

1 1 洲本簡易裁判所

事務の分配		開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
(民事事件)		火、水 木、金	飼馬 淳二	尾島 祐太郎、 本庁(神戸簡易裁判所を含む。)の裁判官(職務代行)の順序
1 民事訴訟事件	全部			
2 民事調停事件	全部			
3 民事事件(民事訴訟事件及び民事調停事件を除く。)	全部	随 時		
(刑事事件)		随 時		
1 刑事事件	全部			
2 各種令状請求事件	全部	随 時		
司法行政事務			尾島 祐太郎	飼馬 淳二